

中小企業

第3次募集

原油価格・物価高騰等 対策支援事業補助金

原油価格や物価高騰等の影響により、売上げや利益が減少している
中小事業者等の経営基盤の強化を図るため、新たな設備等の導入による
省エネルギーや業務効率化等を図る取組を支援します。

令和4年7月29日に申請受付を開始した
「中小企業原油価格・物価高騰等対策支援事業補助金」または
令和4年10月26日に申請受付を開始した
「中小企業原油価格・物価高騰等対策支援事業補助金第2次募集」の
補助金交付決定を受けた事業者は対象外となります。



補助金額 (補助率1/2以内)

※いずれの枠においても1事業者につき申請は1回のみ
※代理申請不可

小規模事業者枠 ※補助申請金額の下限:5万円

中小企業者枠 ※補助申請金額の下限:30万円

上限 **100万円**

上限 **500万円**

申請
受付期間

令和5年

5月19日(金)~6月16日(金)

令和5年

消印有効

※いずれの枠においても申請受付期間終了後に審査会を実施し、交付対象者を決定

問い合わせ先・申請書の提出先

中小企業原油価格・物価高騰等対策支援事業補助金事務局(第3次募集担当)
〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

0836-52-8277 お問い合わせ等の
受付は
平日 9:00~17:00

info.sanji@yamaguchi-genyu.jp

<https://sanji.yamaguchi-genyu.jp/>

山口県 原油価格・物価高騰等補助金



県内の各商工会議所・商工会・山口県中小企業団体中央会等の
各支援機関においても申請書の記載事項等についてご相談できます。

対象者

山口県内に事業所を有する中小事業者等で以下の要件を満たす者

- (1) 令和4年5月から令和5年4月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高または売上総利益が前年又は前々年の同期と比較して減少している事業者
- (2) 山口県内で以下の取組を行う事業者
 - ①省エネルギー機器の導入
 - ②業務効率化に資する機器の導入※上記以外にも要件があります。

詳細は募集要領
(事務局ホームページ掲載)
または事務局に
ご確認ください。



対象経費

省エネルギーや業務効率化に資する新たな設備等の導入に要する経費

【対象経費の例】

- 省エネルギー設備等の導入に係る経費
(例) 調光制御装置、人感センサ、デマンド監視制御装置、太陽光発電・蓄電設備、業務用冷蔵庫、高効率ボイラー等
- 業務効率化に資する生産設備等の導入に係る経費
「既存の生産設備の更新や作業の自動化に資する機器導入等のための経費」
(例) 急速冷凍機、自動食品下処理器、業務用食洗器、自動包装機、デジタル溶接機、配膳ロボット等
※上記は例であり、補助要件に合致するものであれば申請ができます。

対象となる期間

令和5年4月1日(土)～令和5年12月22日(金)

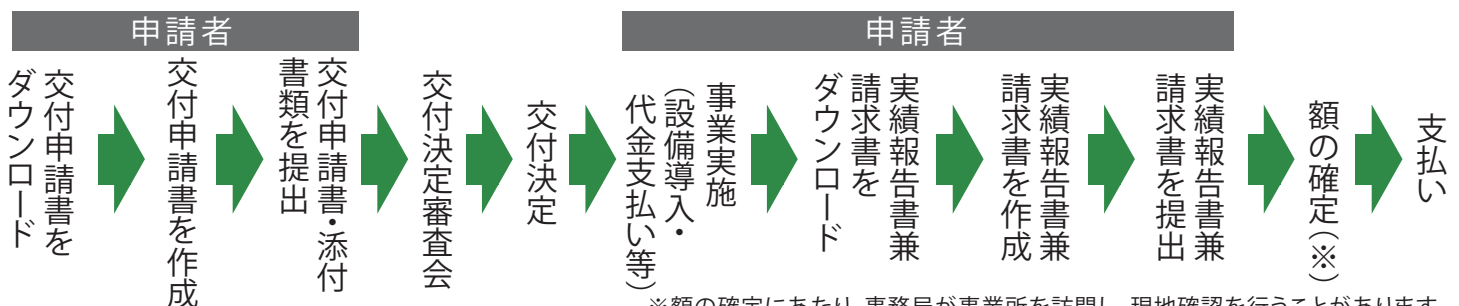
申請方法

原則として郵送または電子申請
(郵送の場合、特定記録など追跡ができる方法)
※感染防止のため、提出先への持参はお控えください。

必要書類

- ・申請書
- ・事業収入の減少を確認できる書類の写しなど

交付申請から補助金支払いまでの流れ



※額の確定にあたり、事務局が事業所を訪問し、現地確認を行うことがあります。